

盛岡広域振興局長告示第50号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和2年9月25日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

1 生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312115207	みたけ学園	滝沢市穴口203番地4	令和2年9月18日

2 短期入所

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312100050	みたけ学園短期入所事業所	滝沢市穴口203番地4	令和2年9月18日

3 施設入所支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312115207	みたけ学園	滝沢市穴口203番地4	令和2年9月18日